

# 福祉生活病院常任委員会資料

(平成30年6月15日)

## 【件名】

- 1 福祉保健部所管施設の指定管理者募集要項（案）等の概要について  
(福祉保健課、障がい福祉課、子育て応援課)・・・1
- 2 手話バッジの活用について (障がい福祉課)・・・9
- 3 保育士等就学資金貸付者の就職状況について (子育て応援課)・・・10
- 4 健康健民マイレージ事業の実施について (健康政策課)・・・11
- 5 個人情報を含む書類の誤送付について (総合療育センター)・・・12

福祉保健部

福祉保健部所管施設の指定管理者募集要項（案）等の  
概要について

（福祉保健課、障がい福祉課、子育て応援課）

（平成30年6月15日）

福祉保健部

【対象施設一覧】

施設名	方針	所管課	参考（現在の管理者）	頁
福祉人材研修センター	指名	福祉保健課	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	3
障害者体育センター	公募	障がい福祉課	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	5
鳥取砂丘こどもの国	公募	子育て応援課	一般財団法人 鳥取県観光事業団	7

# 鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理者審査要項（案）の概要について

平成30年6月15日  
福祉保健課

平成31年度から県立福祉人材研修センター（以下、「研修センター」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することとしています。なお、審査要項は、福祉保健部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定しました。

## 1 指名団体とその理由

（指名団体）

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（平成18年度から平成30年度までの指定管理者）

（指名理由）

県立福祉人材研修センターは、社会福祉に係わる人材の育成及び社会福祉を推進するための拠点として設置した施設であり、県全域の社会福祉の推進、社会福祉従事者の養成などの役割を担う当該法人が管理することで適切及び効果的な管理運営が期待できるため。

## 2 指定管理者が行う業務

鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例に基づく下記の業務。

### （1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 研修センターの施設設備の維持管理に関する業務
- イ 研修センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他研修センターの管理運営に必要な業務

### （2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金については、あらかじめ知事の承認を得て決定すること。（利用料金については現行の額を標準とすること。）
- イ 利用料金の減免については、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い行うこと。
- ウ 鳥取県個人情報保護条例の規定に従い、個人情報を適切に保護すること。
- エ 鳥取県情報公開条例の規定を遵守し、情報の公開を適切に行うこと。

### （3）その他、管理上の条件等

- ア 組織内に館長相当職（責任者）を1名任命すること。
- イ 受付業務には常時1名以上配置すること。
- ウ 消防法に規定する防火管理者を定めること。

## 3 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

## 4 委託料

県は、指定管理中の管理運営に必要な経費として、総額191,257千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として、委託料を支払う。

各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、複数年契約導入による節減額その他経営努力によらない額を控除した額を指定管理者の設ける基金に積み立て、公益事業や施設管理経費に活用する。なお、利用料金等と委託料の額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は

その差額を補填しないものとする。

## 5 指定の期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日〔5年間〕

## 6 スケジュール

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 審査要項送付        | 平成30年6月18日(月)           |
| (2) 申請書の提出締切      | 平成30年8月3日(金)            |
| (3) 審査委員会(候補者の審査) | 平成30年8月上旬               |
| (4) 審査結果の通知・公表    | 平成30年8月中旬               |
| (5) 指定管理者の指定      | 平成30年10月中旬(議会の議決を経て行う。) |

## 7 審査方法等

### (1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を審査。

### (2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、福祉分野有識者(2名)、福祉保健部ささえあい福祉局長  
〔計5名〕

### (3) 審査基準

選 定 基 準	審 査 項 目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ○施設管理の基準 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方) ○開館時間、休館日、利用料金等の設定 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護、情報公開等への対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証) ○当該施設の管理運営状況の実績評価
ネーミングライツに関すること。 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案

\* 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

# 鳥取県立障害者体育センターの指定管理者募集要項（案）の概要について

平成30年6月15日  
障がい福祉課

平成31年度から県立障害者体育センター（以下、「体育センター」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、福祉保健部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定しました。

## 1 指定管理者が行う業務

鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例に基づく下記の業務。

### (1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 体育センターの施設設備の維持管理に関する業務
- イ 体育センターの利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他体育センターの管理運営に必要な業務

### (2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日、利用料金については、あらかじめ知事の承認を得て決定すること。  
（利用料金については現行の額を標準とすること）
- イ 利用料金の減免については、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い行うこと。
- ウ 鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報を適切に保護すること。
- エ 鳥取県情報公開条例の規定を遵守し、情報の公開を適切に行うこと。

### (3) その他、管理上の条件等

- ア 組織内に館長相当職（責任者）を1名任命すること。
- イ 受付業務には常時1名以上配置すること。
- ウ 消防法に規定する防火管理者を定めること。

## 2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

## 3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額42,808千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、委託料を支払う。

なお、利用料金等と委託料の総額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。

## 4 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日〔5年間〕

## 5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

## 6 スケジュール

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始         | 平成30年6月18日(月)           |
| (2) 募集の締切         | 平成30年8月3日(金)            |
| (3) 審査委員会(候補者の選定) | 平成30年8月上旬               |
| (4) 審査結果の通知・公表    | 平成30年8月上旬               |
| (5) 指定管理者の指定      | 平成30年10月中旬(議会の議決を経て行う。) |

## 7 選定方法等

### (1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

### (2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、障がい福祉分野有識者(2名)、福祉保健部ささえあい福祉局長〔計5名〕

### (3) 選定基準

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ○施設管理の基準 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方) ○開館時間、休館日、利用料金等の設定 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護、情報公開等への対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料の額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証、あいサポート企業等の認定) ○当該施設の管理運営状況の実績評価
障がい者の体育活動及び社会参加活動における体育センターの優先的な利用を確保するとともに、体育センターの利用促進を図ること。 (指定手続条例第5条第4号)	○障がい者の優先利用策の妥当性 ○障がい者の利用促進策の妥当性
ネーミングライツに関すること。 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

# 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の指定管理者募集要項（案）の概要について

平成30年6月15日  
子育て応援課

平成31年度から県立鳥取砂丘こどもの国（以下、「こどもの国」という。）の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することとしています。なお、募集要項は、福祉保健部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定しました。

## 1 指定管理者が行う業務

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（以下「こどもの国条例」という。）に基づく下記の業務。

### (1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア こどもの国の施設設備の維持管理に関する業務
- イ こどもの国の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他こどもの国の管理運営に必要な業務
- エ こどもの国を利用した自然体験等に資する事業に関する業務

### (2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開園時間、休館日、利用料金については、あらかじめ知事の承認を得て決定すること。  
（利用料金については現行の額を標準とすること）
- イ 利用料金の減免については、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い行うこと。
- ウ 鳥取県個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報を適切に保護すること。
- エ 鳥取県情報公開条例の規定を遵守し、情報の公開を適切に行うこと。

### (3) その他、管理上の条件等

- ア 組織内に園長相当職（責任者）を1名任命すること。
- イ 木工工房及び砂の工房には、専門知識を有し利用者への技術指導が行える職員を各1名以上配置すること。
- ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成23年厚生省令第63号）に定める職員（児童の遊びを指導する者）を配置すること。
- エ キャンプ場利用期間には、管理時及び緊急時の対応が可能な職員を常時1名以上配置すること。
- オ 消防法に規定する防火管理者を定めること。

## 2 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

## 3 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額464,015千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限として、委託料を支払う。

なお、利用料金等と委託料の総額が業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県はその差額を補填しないものとする。



#### 4 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日〔5年間〕

#### 5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

#### 6 スケジュール

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 募集の開始         | 平成30年6月18日(月)           |
| (2) 募集の締切         | 平成30年8月3日(金)            |
| (3) 審査委員会(候補者の選定) | 平成30年8月上旬               |
| (4) 審査結果の通知・公表    | 平成30年8月上旬               |
| (5) 指定管理者の指定      | 平成30年10月中旬(議会の議決を経て行う。) |

#### 7 選定方法等

##### (1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

##### (2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、観光分野有識者、児童分野有識者、福祉保健部子育て王国推進局長〔計5名〕

##### (3) 選定基準

選定基準	審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること、及びこどもの国において児童の健全育成に資する事業を実施するとともに、こどもの国の利用促進を図ること。 (指定手続条例第5条第2号及びこどもの国条例第5条第1号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策、事業の充実度等) ○施設管理の基準 (施設設備の維持管理、外部委託の考え方) ○開園時間、休館日、利用料金等の設定 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○個人情報保護、情報公開等への対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の委託料の額の多寡
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証、あいサポート企業等の認定、とっとり子育て隊の登録) ○当該施設の管理運営状況の実績評価
ネーミングライツに関すること。 (指定手続条例第5条第4号)	○ネーミングライツに係る提案

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

## 手話バッジの活用について

平成30年6月15日  
障がい福祉課

平成30年度第1回鳥取県手話施策推進協議会において、手話ができることを示すために身に付けるものとして作成した「手話バッジ」の活用方法について意見交換を行い、下記のとおり、7月1日より配付することが決まりましたので報告します。

### 記

#### 1 手話バッジの配付対象者の目安

- ①1年半以上、手話を学んでいる者
- ②手話検定試験3級以上程度の者

#### <協議会委員からの意見>

- 2～3回会話でのやりとりができるような人がよいと思う。
- 柔軟に対応することとして、必ず手話検定試験の合格者ばかりではなくともよいのではないか。

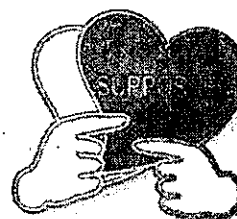
※この協議会に先立ち、ろう者の意見を重視する前提でアンケート [H30. 3. 22～4. 30] を実施 (ろう者19人、ろう者以外136人から回答)。ろう者からは、外出時の支援に対応できる人にバッジを付けてほしいという意見が多かった。

#### 2 手話バッジを配付する窓口

バッジの受取りは自己申告によるものとし、無料で以下の窓口において配付する。また、県のホームページや広報媒体を使って広く周知していく予定。

- ①鳥取県聴覚障害者協会 (東・中・西部聴覚障がい者センター。)
- ②全国手話通訳問題研究会
- ③鳥取県手話サークル連絡協議会
- ④鳥取聾学校 (本校、ひまわり分校)

配付するバッジのデザイン  
[2.4cm×2.2cm]



## 保育士等修学資金貸付者の就職状況について

平成30年6月15日  
子育て応援課

平成26年度をもって県立保育専門学院を廃止し、保育士養成機能を鳥取短期大学に引き継いだ際に、経済的な理由で進学が困難となる学生を支援するとともに、保育士の県内定着を図るため、平成26年度入学生を対象に保育士等修学資金を創設したところです。

本年3月に3期目の貸付者が卒業しましたので、その就職状況を報告します。

### <保育士等修学資金貸付者の就職状況>

保育士等修学資金の貸付者は、9割以上が県内の保育施設等へ就職している。

区 分	就職等状況			合計 (b)	卒業生に占める 県内保育施設等 就職割合 (a) / (b)	(参考) 昨年度の就職 割合
	保育施設等(※1)		その他 (※2)			
	県内 (a)	県外				
鳥取短期大学幼児 教育保育学科卒業 生数	78	28	19	125	62.4%	70.8%
うち保育士等 修学資金の貸 付者	30	0	2	32	93.8%	94.1%

※1 保育施設等：保育所、保育所以外の児童福祉施設、身体障害者更生援護施設及び幼稚園

※2 その他：保育施設等以外へ就職、無職の者

### <参考>県内保育士養成施設卒業生の就職状況の推移

項目/卒業年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県内の保育施設等へ の就職者数	85 (140)	82 (120)	104 (134)	81 (117)	83 (114)	76 (107)
<参考> 上記のうち 県立保育専門学院	38 (42)	23 (29)	24 (27)	—	—	—

※1 保育士資格を取得した者に限る。幼稚園教諭免許のみ取得した者は含まれない。

※2 ( ) は、県外施設を含めた保育施設等への就職者数

## 健康健民マイレージ事業の実施について

平成30年6月15日

健康政策課

県全体で健康意識の醸成や健康づくりに向けての行動変容や、地域での活動・交流の活性化を図り、県が策定している鳥取県健康づくり文化創造プランの理念である「健康づくり文化」の定着と「健康寿命」の延伸を目指すため、県内に在住（又は勤務）する18歳以上のすべての方を対象とした健康マイレージ事業を実施します。

※ 健康マイレージ事業：健康づくりに資する取組に対してポイントを付与し、ポイントに応じて景品を贈呈する事業

### 【事業概要】

- (1) 目 標 初年度：3万人、2、3年目：1万人
- (2) 対 象 者 18歳以上の県内在住者（県内の企業・大学等で働く者や就学中の者を含む）
- (3) 事業実施主体 ウォーキング立県19のまちを歩こう事業実行委員会（NPO法人未来）
- (4) 実 施 期 間 平成30年7月1日～12月31日（6ヶ月間） ※参加申込期間：9月末まで
- (5) 内 容
  - ポイント付与の対象項目  
日々のウォーキングのほか、禁煙、健診受診、スポーツ大会参加、スポーツジム通い、自治会や地域での活動（清掃活動等）・ボランティア活動 ※詳細はチラシのとおり
  - ポイントの報告  
日々のポイントは、報告用紙をファクシミリ（又は郵送）で事務局へ報告（1/20まで）
  - 景品贈呈  
月々の記録を3ヶ月以上報告した者のうち、一定基準を超えるポイントを獲得した者に抽選で総額100万円以上の景品を贈呈
  - その他
    - ・併催イベントの実施  
平成28年度から実施している“普段から歩こう！ウォーキングキャンペーン”（3人1組で歩数を競う取組）を別途実施し、更なる健康づくりの基盤づくりを推進（9～11月）  
※9/2（日）燕趙園（湯梨浜町）において、キックオフイベントを実施
    - ・参加者アンケート調査の実施  
実施終了時に参加者にアンケート調査を実施し、実施前後の行動変容を把握
    - ・市町村と連携した事業実施  
保険者努力支援制度（国保）の「個人へのインセンティブの提供の実施」の全県実施

## 個人情報を含む書類の誤送付について

平成30年6月15日  
総合療育センター

県立総合療育センターにおいて、短期入所等の利用者に係る4月分の福祉サービス利用料及び医療費の請求書類一式を送付した際に、利用者1名の請求書類の中に、誤って他の利用者の個人情報を含む書類が混入していた事案が判明しました。

このことを受け、直ちに利用者（保護者）に謝罪するとともに、今後同様のことが起きないように再発防止策を講じて、個人情報の適切な管理を徹底します。

### 記

1 確認日時 平成30年5月29日（火）午後2時頃

#### 2 確認経過

5月25日（金）に、短期入所等の利用者に対して4月分の利用料等を請求する際、請求書や診療明細書など複数の書類を送付するため職員2名で発送作業を行っていたが、利用者1名の書類の中に他の利用者の書類が混入していることに気づかないまま発送した。

その後、5月29日（火）の午後2時頃、利用者（保護者）から電話があり、「昨日、センターから短期入所利用時の請求明細書一式が郵送で届いたが、その中に他の利用者の診療明細書が混入している。」との申し出があり判明した。

#### 3 原因

発送作業は2人の職員が行い、分担して書類のチェックや窓あき封筒に書類の封入を行っていたが、職員が利用者ごとに請求書等を封筒に封入する際に、クリップ留めされた診療明細書に他の利用者の診療明細書が重なっていることに気づかず、クリップ留めされた診療明細書の表面のみを見て、2枚目以降を確認していなかった。

#### 4 流出した個人情報等

利用者1人の氏名、診療行為の内容

#### 5 対応状況

(1) 利用者（保護者）から他の利用者の書類が混入していたとの電話を受け、不手際について謝罪するとともに、誤送付した書類を受け取りに5月29日（火）午後3時頃、総合療育センター職員が利用者宅に出向き、直接、謝罪した上で誤送付した診療明細書を受け取った。

(2) 同日の午後5時頃、個人情報の流出被害があった利用者宅を訪問し、当該診療明細書を手渡した上で、直接、謝罪するとともに今後の再発防止に努めることを伝えた。

#### 6 再発防止策

再発防止の対策として、次のような対応を行っています。

(1) 今回の事案を受けて、職員には改めて緊張感をもって業務遂行することを周知徹底するとともに、すぐに個人情報保護の研修を実施した。

(2) 他者の個人情報が含まれた書類が同封されることがないように、細心の注意を払いチェックを行うとともに、送付前に複数の職員において封入物すべての書類を確認することを改めて徹底した。

(3) 利用するサービスによって利用者へ送付する書類が異なることから、発送作業に関する手順書やチェックリストを作成し、作業にあたる職員の手順やチェック項目を明確にした。